

2016年11月15日 全13頁

日本でのソーシャル・インパクト・ボンド事業の展望と課題

経済環境調査部 研究員
亀井 亜希子

[要約]

- 日本政府は、2015年度以降、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業の普及を国家の重要政策として位置づけている。SIB事業は、民間主導で、2015年度に実証実験、2016年度からは短期の本格実施の事例も出てきており、2017年度には、国として初めての健康・福祉分野のSIB事業が開始されようとしている。
- 特に、健康・福祉分野において、民間資金の活用拡大による財政負担の軽減に期待が寄せられている。具体的には、生活習慣病予防、介護予防、若者就労支援、特別養子縁組等の事業である。
- SIB事業の普及に際し、事業面では、プログラムの実施主体となる事業者（主にNPO法人と社会福祉法人）の経営ガバナンス等の問題や、SIB事業の成果を評価する仕組みや評価の質に対する社会的な同意が得られるかが課題である。

1. SIB事業の普及が日本再興戦略など重要政策に盛り込まれる

日本において、政府主導の下、官民連携して、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下、SIB）の導入に向けた本格的な検討が始まった。政府は、2014年度に各関係省庁¹でSIBの事業化に関する検討会を立ち上げ、2015年度以降は、国の成長戦略である「日本再興戦略」及び、自治体が地方創生を展開するための指針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」に、SIB事業の普及に向けた検討を進めることを、政策として盛り込んだ。

SIB事業の実施数が世界で最も多い英国が、政府主導で、SIB事業に関わる組織を支援することによりSIB事業の実施実績を増やしてきたという経緯に鑑みれば、日本においても、政府によるSIB事業への後押しに対する期待は大きい。

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）では、「民間の資金やサービス

¹ 厚生労働省、経済産業省、内閣府、法務省、国土交通省、総務省等。

を活用して、効果的・効率的に健康予防事業を行う自治体等の保険者へのインセンティブとして、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入を検討」とし、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、「高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める」との具体的な方針を打ち出した。

さらに、2016 年度の骨太方針（「経済財政運営と改革の基本方針 2016」）においては「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図ることで、活力あふれる共助社会づくりを推進する」との方針を掲げた。また『「ニッポン一億総活躍プラン」に向けた厚生労働省の取組方針」²でも、対策の柱の「③家庭や地域での活躍を支える新たな時代の地域づくり」のための検討項目として「民間資金の活用促進（SIB、寄付等）など（SIB=ソーシャル・インパクト・ボンド）」との方針が掲げられた。

「まち・ひと・しごと創生基本方針」においては、2015 年度に「民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資（SIB）が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていく。」³との方針を出し、2016 年度には、「社会的ビジネス向けに、空き家などの不動産活用手法、広く受益者から徴収する BID などの独自財源活用手法、社会的効果が見える化しその達成インセンティブを活用する社会的インパクト投資方式など、官民でリスクシェアをするための方策について更に検討を深める。」⁴と定めた。

2. 日本での SIB 事業の普及に向けた国際的視点を踏まえた提言

日本での社会的インパクト投資の普及に向けて、G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会は、2015 年度、7 つの提言を公表した（図表 1）。日本への提言は、G8 インパクト投資タスクフォースが、各国共有の内容とした 8 提言のうち、日本に対して重要度が高いとされる 6 つの提言（図表 1 における 1～6 番目の提言）と、日本での近年のマイクロ投資（多数の投資家から小口で資金調達を行う方式）やクラウドファンディング等のニーズの高まりによる投資環境の変化⁵を踏まえ追加的に提言された「個人投資家層の充実」（図表 1 における 7 番目の提言）の合計 7 つの提言で構成されている。

² 第 4 回一億総活躍国民会議 参考資料 1 『「ニッポン一億総活躍プラン」に向けた厚生労働省の取組方針』（平成 28 年 1 月 29 日）

³ 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 改訂版」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）

⁴ 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

⁵ 「マイクロ投資やクラウドファンディング等に関心を持つ個人投資家・寄付者が増加しつつある」（出所：G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」（2015 年 5 月 29 日））

図表 1 日本でのインパクト投資拡大に向けた7つの提言

| 提言テーマ | 概要 |
|--|--|
| 1 休眠預金の活用 | 休眠預金活用推進法案の成立と、法制定後の速やかな事業実行を後押しする |
| 2 ソーシャル・インパクト・ボンド、 ディベロップメント・インパクト・ボンドの導入 | ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を導入した事業を実施するための最適な日本版SIBスキームを開発する |
| 3 社会的事業の実施を容易にする 法人制度や認証のあり方 | 社会的企業の事業実施や資金調達を容易にするために必要とされる法人制度や認証制度を創設する |
| 4 社会的投資減税制度の立ち上げ | 個人投資家や機関投資家の社会的事業への投資意欲を喚起する観点から、経済的インセンティブとしての減税制度を新設する |
| 5 社会的インパクト評価の浸透 | 社会的企業がもたらす社会的インパクトについて計測可能な目標を設定し、モニタリングするための環境を整備する |
| 6 受託者責任の明確化 | 社会的インパクト投資は法令上の受託者責任には違反しないことを確認し、機関投資家が投資ポートフォリオを組み込みやすい環境を整備する |
| 7 個人投資家層の充実 | 国民的な投資リテラシーを高め、個人投資家の潜在層を顕在化させることで、社会全体としての機運を醸成する |

(出所) G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」(2015年5月29日)より大和総研作成

7つの提言のうち、6つは社会的インパクト投資の資金源と評価に関する内容であり、残り1つは、SIB事業の主な実施主体となるNPO法人の質向上に関する内容である。G8社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会によると、1～3番目及び5番目の提言に対するアクションプランは検討が進んでいるが、4・6・7番目の提言に対するアクションプランは、検討が進んでいないという⁶。日本の社会的インパクト投資の民間資金の活用において、特に重要性が強調されているのは、休眠預金の活用及び、日本版のSIBスキームの開発である。これに伴い、政府は、休眠預金活用推進法案の今年度中の成立に向けた取組みと、SIB組成ガイドラインの作成等を進めている。

3. 日本は主に健康・福祉分野でSIB事業を開始へ

日本では、「高齢」「家族」「保健」「雇用」「その他」の政策分野の社会支出に対して、2015年度以降、政府・民間によるSIB事業への取組みが進み始めている(図表2)。

経済産業省によれば、SIB事業が導入可能となる条件としては、「①民間事業者の方が効率的に実施でき、②革新的な取組によってコスト削減効果の変動が想定され、③社会的便益の創出効果に関して不確定要素が多く、自治体の既存資金では実施が困難であり、④事業者が自己資金を投入して実施することが難しい」⁷ことが挙げられている。SIB事業が想定されるプログラムとしては、糖尿病重症化予防、検診率受診率向上、認知症/介護予防といったヘルスケア産業領域(医療・介護・健康分野)と、ヘルスケア産業領域外では、児童養護、若年雇用支援、幼児教育、生活困窮者自立支援、受刑者再犯防止、依存症克服支援(アルコール・薬物等)との例示がなされている。

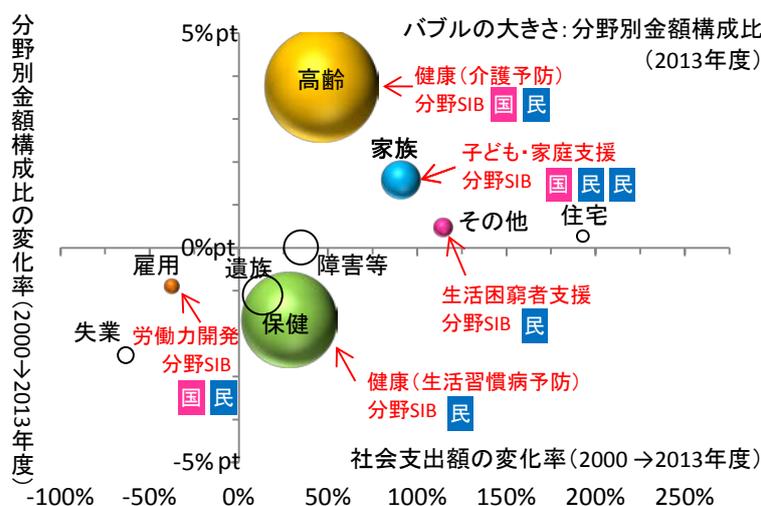
これらのうち、政府及びG8社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が日本

⁶ G8社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2016」(2016年9月28日)

⁷ 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ 第10回 参考資料1 経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課 「ヘルスケア分野におけるソーシャルインパクトボンドの導入可能性について」(平成28年4月7日)

での SIB 事業の導入として重視しているプログラムは、労働力開発分野の「若者就労支援」プログラム⁸、健康（介護予防）分野の「認知症予防」プログラム⁹、子ども・家庭支援（児童養護）分野の「特別養子縁組促進」プログラム¹⁰の3つである。日本の SIB 事業において、この3つのプログラムの実施優先度が高い要因には、「若者就労支援」プログラムは、世界的に SIB 事業の実績件数が最も多いこと¹¹、「認知症予防」「特別養子縁組推進」プログラムは、日本において「高齢」「家族」分野の社会支出額は金額構成比が相対的に大きく、金額・金額構成比の伸びもプラスであること（図表2）等が考えられる。

図表2 日本の社会支出額の政策分野別の金額構成比（2013年度）、金額・金額構成比の2000年度比変化率（2013年度）と、SIB事業の実施実績・予定分野（2015～17年度）の関係



(注1) 「障害等」は障害・業務災害・傷病、「雇用等」は積極的労働市場政策である。
 (注2) バブルの色つきは、SIB事業の実施実績がある分野の社会支出である。
 (注3) SIB事業の適用プログラムの分野は、Social Financeによる分類に合わせた。
 (注4) [国]は主導する実施主体が政府（2017年度予定）、[民]は、民間（2015・16年度実績）である。
 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成26年度）」より大和総研作成

この3つのプログラムの下で SIB 事業が実施された場合の公的コストの削減効果は、日本の G8 インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会の試算によると、合計で 6,000 億円以上が期待できるという（図表3）。その中でも、「若者就労支援」プログラムによる SIB 事業の公的コストの削減効果（3,700 億円）が最も大きいと試算されている。

さらに、同3つのプログラムに代表される健康・福祉分野の SIB 事業の普及に向けて、厚生労働省は、平成29年度予算概算要求において「民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施」に伴う事業費として、1.5 億円を計上している¹²。厚生労働省は、ソーシャル・インパクト・ボンドパイロット事業報告会（2016年10月17日開催）における「SIBへの期待とモデル事業の構想について」の講演のなかで「民間から資金や資材等の一定の拠出があるこ

⁸ 若年無業者数の増加に伴う生活保護費等コストの増加の防止を目的

⁹ 高齢者数の増加に伴う医療費・介護費の増加の防止を目的

¹⁰ 要保護児童生徒数の増加による児童養護施設の運営費等の増大の防止を目的

¹¹ 亀井亜希子「[ソーシャル・インパクト・ボンドの国際的な潮流](#)」（2016年10月20日付大和総研レポート）

¹² 厚生労働省ウェブサイト「[平成29年度厚生労働省予算概算要求の主要事項](#)」

とを要件とする方向」とし、全国の数か所の地域で、3か年で1.5年×2サイクルでの実施を検討していることを明らかにしており、当概算要求が認められて本予算が成立すれば、2017年度に国が主導する初のSIB事業が開始される。

地方自治体でも、大阪府、神奈川県横浜市等、個別にSIB事業の検討を主導している動きがある。大阪府は、2015年度、生活困窮者支援分野の「生活困窮者の就労支援」プログラムによるSIB事業を検討する研究会¹³、を設置し事業化に向けた検討を行っている。横浜市は、2017年1月から1年または1年半の実施期間で、行政サービスの各政策分野におけるSIB事業の企画及び実施を含めたSIB事業（実施予算100万円）を実施する予定である¹⁴。

図表3 SIB導入による公的コストの削減効果の推計



(出所) G8インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「ソーシャルインパクトボンドパンフレット」より大和総研作成

4. 民間主導によるSIB事業の取組事例（2015～16年度）

(1) 「認知症予防」プログラム（民間+国）

「認知症予防」プログラムを用いたSIB事業は、2015年7月～2016年3月の期間に、政府の初のSIBパイロット事業（実証事業）¹⁵として、(株)公文教育研究会が提供する高齢者向けの学習メソッド「学習療法」¹⁶を用いた事業が、福岡市等7自治体¹⁷において、当該地域の要介護

¹³ ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会（平成27年11月26日設置、委員の任期は平成28年3月31日まで）

¹⁴ 横浜市ウェブサイト「横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）モデル組成等委託」

¹⁵ 経済産業省の平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアビジネス創出支援等）の採択事業

¹⁶ 「学習療法は、国（文部科学省管轄）の共同研究プロジェクトから生まれた『認知症の維持・改善を目的とした非薬物療法』」「東北大学の川島隆太教授とKUMONと福岡県の介護施設の三者による共同研究プロジェクトで実証された理論をもとに確立され、その検証結果は2005年にアメリカの学術誌『The Journals of Gerontology』に掲載」（出所：株式会社 公文教育研究会「KUMON 学習療法センター」）

¹⁷ 福岡県4市（福岡市、大川市、うきは市、宗像市）、熊本県熊本市、奈良県天理市、長野県松本市。（出所：慶應SFC研究所・日本財団「事業報告書 SIB実証事業－公文の学習療法および脳の健康教室による認知症改善・予防－」（2016年10月12日））

認定者約 100 名、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者約 300 名を対象に実施された¹⁸。元々は民間主導¹⁹で発案・企画された SIB 事業であったが、政府の公募事業に応募し採択されたことで、国の実証事業となった。政府は、日本において解決する重要性が高い「高齢」の政策分野に対して、SIB 事業の成立可能性を検証するために、いち早く実証事業の開始を決断したことになる。

2016 年度以降、同事業の本格的な実施及び全国展開を目指しており、これが実現すれば、日本初、世界では 2 例目の介護予防分野の SIB 事業となる²⁰。事業報告書によると「学習療法実施の群と実施しない対象群では、1 年間で要介護度『1』近い差が生じたとの要介護度の軽度化の効果が確認され、(株)公文教育研究会がプレスリリースで公表した成果報告によると「費用対便益が 0 円以上のプラスになる確率は約 91%となり、1 人あたり 1 年間で平均 20 万円近い節減効果が明らかになった」²¹との成果が公表されている。

介護予防分野の場合、介護保険者は市町村であるため、SIB 事業の導入判断は市町村ごとになる。SIB 事業を通じて介護費の削減効果が実現した場合には、現状では、導入した市町村が SIB 運営費用を全額負担することになるが、市町村は全体の効果の 25%分を享受するのみであり²²、残りの 75%分の効果は国及び都道府県²³が享受する。このため、市町村単体では SIB 事業導入のメリットが少なく、生み出す社会的なインパクトにも限界があることが事業を通じて明らかとなっている。SIB 事業を普及させるには、導入を積極的に検討する市町村へのインセンティブ、国、少なくとも都道府県による財政面での関与が不可欠となろう。

(2) 「特別養子縁組推進」「若者就労支援」等のプログラム（民間のみ）

民間単独での取組みとしては、G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会のメンバーにもなっている日本財団が、寄付金の助成により実施する SIB 事業がある。民間投資家の参画も募っているが、事業資金は寄付金がメインとなり、どの程度の規模の民間資金が追加的に集まっているかは不明である。日本財団は、SIB 事業の資金供給者及び事業全体をマネジメントする中間支援組織の立場を担い、2015 年 4 月に「特別養子縁組推進」プログラム²⁴による SIB

¹⁸ 日本財団ウェブサイト「[“ソーシャル・インパクト・ボンド”パイロット事業第2弾 福岡市・松本市など複数自治体による経産省の認知症予防事業への参画](#)」(2015.06.09) なお、2016 年 4~7 月は、(株)公文教育研究会の自主事業として実施が継続された。

¹⁹ SIB 事業での中間支援組織を担う福岡地域戦略推進協議会・日本財団、評価機関を担う慶應義塾大学、認知症予防のコンテンツを提供する(株)公文教育研究会

²⁰ 介護予防分野に対する SIB 事業の本格実施は、世界的に見ても、2015 年 7 月から英国が開始している「高齢者のコミュニティ参加支援」プログラムによる SIB 事業のみである。

²¹ 公文教育研究会プレスリリース「[『学習療法』により約 20 万円の介護費用削減効果～学習療法・脳の健康教室の社会的・費用対便益調査より～](#)」(2016 年 9 月 12 日) 詳細な分析手法・結果については、慶應 SFC 研究所・日本財団「事業報告書 SIB 実証事業－公文の学習療法および脳の健康教室による認知症改善・予防－」(2016 年 10 月 12 日)を参照されたい。

²² 介護費の財源の 25%は市町村が負担

²³ 介護費の財源の 50%は国、25%は都道府県が負担

²⁴ 日本財団ウェブサイト「[日本初“ソーシャル・インパクト・ボンド”パイロット事業『日本財団×横須賀市』特別養子縁組推進に取り組む](#)」(2015.04.14)

事業を神奈川県横須賀市で、同年 7 月には「若者就労支援」プログラム²⁵による SIB 事業を兵庫県尼崎市で、合計 2 分野 2 件（2 自治体）の実証事業を実施した。「特別養子縁組推進」プログラムでは、目標としていた特別養子縁組成立件数（4 件）には届かなかったものの、3 件が成立し、経済的インパクトは「経済的価値に換算すると、行政収支で 523.1 万円の削減」²⁶が実現した。「若者就労支援」プログラムでは、6 名の就労及び 4 名の就労可能性向上を目標とし、経済的インパクトは「行政収支は約 27 万円の改善を見込んだ。また、国の得る便益を考慮した行政収支は約 4,400 万円の改善」²⁷と見込んでいたが、対象者数の不足（当初想定 of 4 割）や実施期間の不足（1 年以上必要）等の要因から、結果は、0 名の就労及び 10 名の就労可能性向上となり、目標は達成されなかった。但し、就労可能性が向上した 10 名がその後ステップアップにより将来的に就労した場合、経済価値として「尼崎市へのインパクトは約 820 万円、国も含めた全体のインパクトは約 6200 万円」²⁸が長期的には実現すると想定され、尼崎市単体の経済利益でも SIB 費用の 63%の回収率が見込まれることから「この程度の数字であれば、インプットのコストダウンや、事業のより効率的な進め方を検討すれば、検討価値のあるレベルに持っていくことができるであろう」とし、一定の成果が得られたとの評価がなされた。

「特別養子縁組推進」プログラムによる特別養子縁組成立件数 3 件を通じた経済的インパクトは「経済的価値に換算すると、行政収支で 523.1 万円の削減であった」とされ、「若者就労支援」プログラムでは、6 名の就労及び 4 名の就労可能性向上を通じた経済的インパクトも「行政収支は約 27 万円の改善を見込んだ。また、国の得る便益を考慮した行政収支は約 4,400 万円の改善とした」とされる。

この結果を受けて、日本財団は、2016 年度には、実施期間が 1 年間と短期間ではあるが、3 分野の SIB 事業の実施を本格的に開始した。具体的には、①生活困窮者支援分野の「生活保護世帯の若者の就労支援及びがん検診率向上」プログラム²⁹（兵庫県尼崎市・兵庫県神戸市・神奈川県）、②生活習慣病予防分野の「糖尿病重症化予防及びがん検診率向上」プログラム³⁰（大阪府下の市町村）、③子ども・家庭支援分野の「女性の社会起業家支援及び障害児の保育施設の整備」プログラム³¹（和歌山県有田川町・滋賀県東近江市）である。なお、②のがん検診率向

²⁵ 日本財団ウェブサイト「[“ソーシャル・インパクト・ボンド”パイロット事業第3弾 日本財団×尼崎市 協働で若者就労支援事業を実施](#)」（2015.07.22）

²⁶ 日本財団・一般社団法人ベアホープ・一般社団法人 RCF「ソーシャルインパクトボンドパイロット事業（横須賀市における特別養子縁組事業）成果報告と提言」（2016 年 10 月）

²⁷ 「対象者それぞれが 65 歳になるまでの今後数十年間を合算して得られた『想定値』を現在価値に換算したもの」（出所：日本財団・特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会「ソーシャルインパクトボンドパイロット事業（尼崎市におけるアウトリーチ事業）成果報告と提言」（2016 年 10 月））

²⁸ 武蔵大学 粉川一郎「尼崎 SIB 事業評価報告書」（平成 28 年 8 月）

²⁹ 事業費 1,450 万円（うち 1,160 万円を財団が助成）中間支援組織は（特）日本ファンドレイジング協会、事業実施者は（特）育て上げネット、（株）キャンサーズキャン、（株）ケアプロ。投資家はミュージックセキュリティーズ（株）、アメリカンファミリー生命保険会社等（未定）。（出所：日本財団ウェブサイト「[日本財団 図書館](#)」）

³⁰ 事業費 999 万円（うち 799 万円を財団が助成）、中間支援組織は健康科学ビジネス推進機構、事業実施者は（株）DPPヘルスパートナーズ、（株）キャンサーズキャン、投資家は未定。（出所：日本財団ウェブサイト「[日本財団 図書館](#)」）

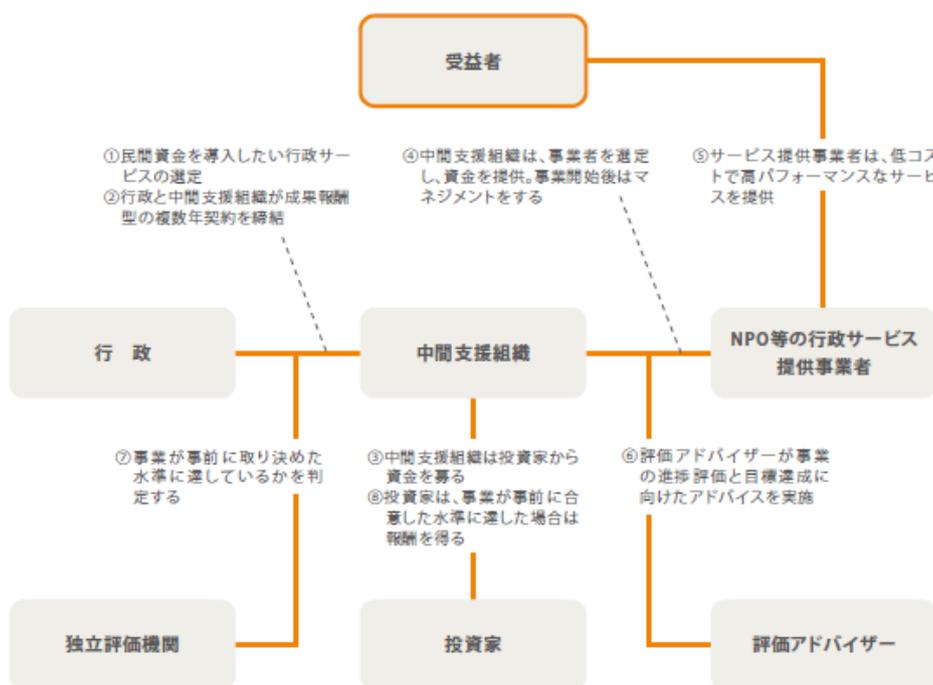
³¹ 事業費 1,812 万円（うち 1,449 万円を財団が助成）中間支援組織は京都地域創造基金、事業実施者は（株）地方創成（まちづくり会社）、投資家は未定。（出所：日本財団ウェブサイト「[日本財団 図書館](#)」）

上については、大腸がん検診の受診率向上によるシミュレーション結果が公表されている³²。SIB事業の実施により、大腸がん検診の受診者数の増加によって新規に3名の大腸がん患者を早期発見できた場合、市町村国保の医療費負担額は1年間で約24万円の節減効果が期待できるとしている。また、大腸がん検診の受診率が4%以上向上した場合、投資家への償還額は190～212万円、利回りは最大で11.58%と試算している。

5. SIB事業の実施主体は主にNPO法人と社会福祉法人

G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が提言書³³のなかで公表しているSIBのスキームをみると、SIB事業の中間支援組織による民間資金の供給及びマネジメントの対象となる事業者は「NPO等の行政サービス提供事業者」となっている（図表4）。

図表4 SIBのスキーム



（出所）G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」（2015年5月29日）

寄附金・補助金等の資金供給を受けて公益事業を実施する組織には、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）（5.2万法人³⁴）、社会福祉法人（2.0万法人³⁵）、学校法人（1.1万法人³⁶）、公益

³² 福岡地域戦略推進協議会「地方創生における『ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）』活用の可能性と中間支援組織の役割」都市政策研究 第17号（2015年12月）

³³ G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」（2015年5月29日）

³⁴ 認証NPO法人数は51,260法人（2016年9月末現在）、認定・仮認定NPO法人数は953法人（2016年11月11日現在）。（出所：内閣府NPOホームページ「認証・認定数の遷移」）

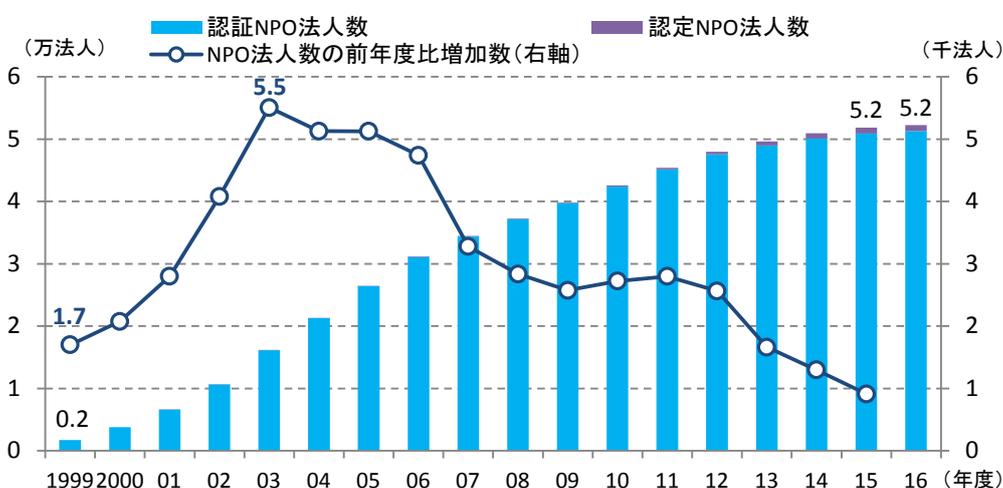
³⁵ 厚生労働省「平成26年度福祉行政報告例の概況」（2014年度末現在） 社会福祉法人は、障害者福祉、老人福祉、児童福祉等の社会福祉事業を行う。

³⁶ 2015年度データ。私立学校は、幼稚園（7,304校）、幼保連携型認定こども園（1,569校）、全日制・定時制課

法人（0.9万法人³⁷⁾、公益性の高い医療を担うことが強く求められる社会医療法人³⁸⁾及び特定医療法人³⁹⁾（計631法人⁴⁰⁾がある。これらの組織のうち、SIB事業を普及するうえで特に重要となる実施主体は、法人数の規模からは、NPO法人及び社会福祉法人であるといえよう。

NPO法人数（認証・認定法人数⁴¹⁾は、1998年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以来、年々増加し、2014年度には5万法人を突破し、2016年9月時点で5.2万法人となった（図表5）。前年度比の法人増加数を見ると、2003年度に前年度比5,500法人増と増加数が過去最高を記録した後、毎年度の同増加数の伸びは縮小傾向であり、2015年度には同1,000法人を下回った。このため、超党派の議員連盟では、NPO法人の設立円滑化や負担軽減を目的に、NPO法の改正を検討している。

図表5 NPO法人数と前年度比増加数の推移（2000～16年度）



（注1）2016年度のみ、2016年9月末現在の法人数である。2012～16年度は仮認定法人数を含む。

（注2）認定制度は2001年10月に創設。

（出所）内閣府 NPO ホームページ「認証・認定数の遷移」より大和総研作成

NPO法人の活動分野は、NPO法で20分野に分類されている（NPO法別表（第2条関係））。主な

程高等学校（1,320校）等。（出所：一般財団法人日本私学教育研究所「学校数の推移」）

³⁷⁾ 2015年12月1日現在。（出所：内閣府「平成27年『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』」（平成28年9月））

³⁸⁾ 社会医療法人とは、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を、社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設される法人をいう（医療法第42条の2）。（出所：厚生労働省「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（平成23年3月発行））

³⁹⁾ 特定医療法人とは「財団法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（中略）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）」（租税特別措置法第67条の2）。

⁴⁰⁾ 厚生労働省「種類別医療法人数の年次推移」。本文中のデータは2016年3月31日現在。

⁴¹⁾ 「特定非営利活動法人（NPO法人）を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し設立の『認証』を受けることが必要です。」（出所：内閣府 NPO ホームページ「[認証制度について](#)」）

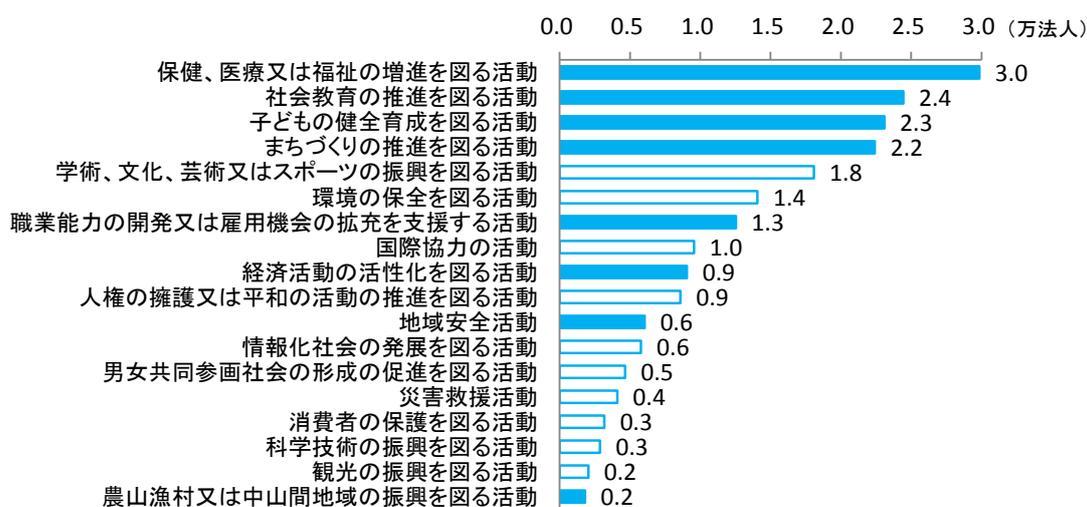
「認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。」（出所：内閣府 NPO ホームページ「[認定制度について](#)」）

18分野⁴²について、2015年度の活動分野別の認証NPO法人数を見ると、最多の58.7%にあたる3.0万法人が、「健康、医療または福祉の増進を図る活動」を行っている（図表6）。

休眠預金活用法案⁴³では、休眠預金の活用は、①「子供及び若者」の支援、②「日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者」（生活困窮者）の支援、③「地域社会における活力の低下等その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援」（地域活性化等の支援）の3分野の事業に限定して認めるとしている。各自治体は、人口高齢化の進展による地域の活力低下及び、その進展に伴う社会保障関係支出の財政負担の増加に直面しているため、③の地域活性化等の支援事業には、NPO法人による「健康、医療または福祉の増進を図る活動」及び、社会福祉法人による活動も含むと解されよう。

上記の「健康、医療または福祉の増進を図る活動」のほか、上記3分野に対応する活動を行っていると思われる認証NPO法人数は、「社会教育の推進を図る活動」⁴⁴（2.4万法人）、「子どもの健全育成を図る活動」（2.3万法人）、「まちづくりの推進を図る活動」（2.2万法人）、「職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動」（1.3万法人）、「経済活動の活性化を図る活動」（0.9万法人）、「地域安全活動」（0.6万法人）、「農山漁村または中山間地域の振興を図る活動」（0.2万法人）があり、累計では12.9万法人になる。

図表6 活動分野別の認証NPO法人数（2015年度）



（注1）活動分野は、複数回答である。

（注2）「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を除く18分野である。

（注3）棒グラフの塗りつぶしは、休眠預金の活用先となると想定される活動分野である。

（出所）内閣府NPOホームページ「特定非営利活動法人の活動分野について（平成28年3月31日現在）」より大和総研作成

⁴² NPO法別表（第2条関係）のうち、「19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」「20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を除く18分野である。

⁴³ 第百九十回国会 衆議院 財務金融委員会議録 第十八号（平成28年5月18日開議）

⁴⁴ 社会教育には、公民館・図書館・博物館の振興、放課後子供教室、人権教育、環境教育・学習関連施策、高齢者教育の振興、消費者教育の推進、男女共同参画社会の推進、等がある（出所：文部科学省ウェブサイト「[社会教育](#)」）。

6. 求められる SIB 事業の実施主体のガバナンス強化（課題①）

このように、NPO 法人の活動は、地域における社会的事業の推進に重要な役割を担っており、自由民主党の公益法人・NPO 等特別委員会 が 2016 年 5 月 3 日に「一億総活躍社会の実現に不可欠な共助社会の担い手としての NPO・NGO 活動の更なる活性化に向けた提言」を公表したように、一億総活躍社会の実現への貢献も期待されている。

その一方で、NPO 法人が SIB 事業の担い手になるには課題もある。なぜなら、社会的には、NPO 法人の組織及び事業活動に対する不信感が根強いからである。内閣府が 2015 年度に実施した調査結果⁴⁵によると、NPO 法人への寄附の妨げとなる要因（複数回答）は「寄附をしても、実際に役に立っていると思えないこと」（36.9%）、「寄附先の団体・NPO 法人等に対する不信感があり、信頼度に欠けること」（35.3%）、「経済的負担が大きいこと」（34.6%）がいずれも 30%を超えており、NPO 法人への資金供給が進まない主因となっている⁴⁶。NPO 法人には、定期監査（行政監査）及び外部監査の実施が義務付けられておらず⁴⁷、事業運営の透明性が低いことも不信感の要因の 1 つである。社会福祉法人も同様に、一部の法人で多額の内部留保の存在が社会問題化したように、民間資金の導入に関しては、社会的同意が得られるような経営の透明化が必須となる。

この現状を改善するため、2016 年 4 月、NPO 法人の組織運営状況を 5 つの視点⁴⁸から客観的に第三者評価する、一般社団法人非営利組織評価センターが設立された。社会福祉法人についても、2017 年度から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が着手されようとしている⁴⁹。

7. 期待される社会的インパクト評価の質の向上（課題②）

SIB 事業による社会的インパクト評価の質の向上については、その対策として、2016 年 6 月に、G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が、実践マニュアル及び、「教育」「就労支援」「地域・まちづくり」分野の SIB 事業に対する「[社会的インパクト評価ツールセット](#)」（実践マニュアル及び分野別ツールセット）を公開した。マニュアルには、短期・中長期のアウトカム指標と測定方法の標準的なサンプルが掲載されている。なお、「ヘルスケア（生活習慣病予防、介護予防）」分野の社会的インパクト評価については、経済産業省が 2016 年度末に公表を予定している委託報告書「ヘルスケア産業領域における SIB 導入にあたっての基本的な考え方」のなかでの言及が予定されている⁵⁰。

⁴⁵ 内閣府「平成 27 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査 報告書」（平成 28 年 3 月）

⁴⁶ このほかの回答は、「特に妨げになることはない」（21.7%）、「寄附を行いたいが、十分な情報がないこと」（13.5%）、「寄附の手続がわかりにくいこと」（9.9%）、「その他」（4.3%）であった。

⁴⁷ 第 1 回社会保障審議会福祉部会 参考資料 2 「社会福祉法人基礎データ集」（平成 26 年 8 月 27 日）

⁴⁸ 組織の目的と事業の実施、ガバナンス、コンプライアンス、情報公開、事務局マネジメント（出所：一般社団法人非営利組織評価センターウェブサイト）

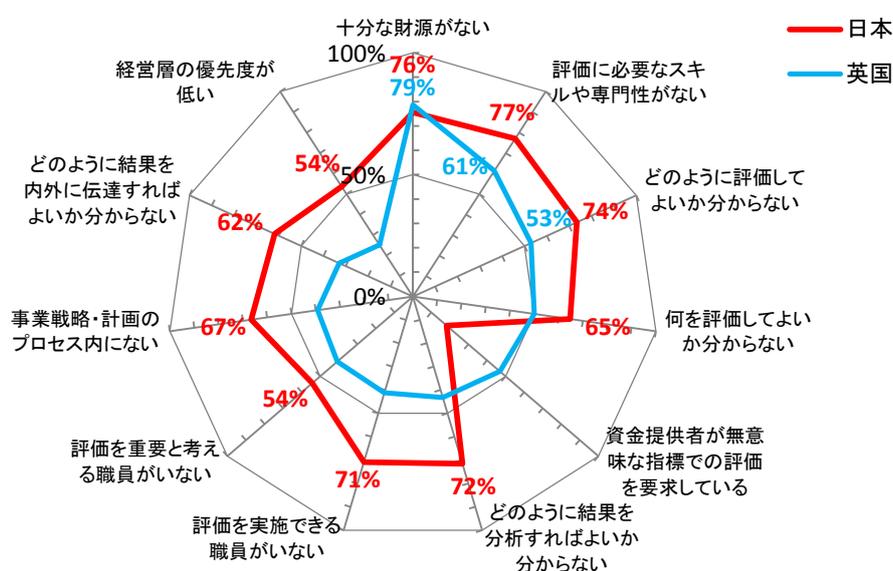
⁴⁹ 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料」（平成 28 年 7 月 8 日（金））

⁵⁰ 慶應 SFC 研究所・日本財団「事業報告書 SIB 実証事業—公文の学習療法および脳の健康教室による認知症改

SIB 事業によるアウトカム及び社会的インパクトを測定する評価手法としては、G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が、「ソーシャル・インパクト・ボンド」パンフレットのなかで、日本国内で導入実績がある評価手法として、事業を通じた経済的利益だけでなく社会的利益も含めて貨幣換算することで客観的に事業の社会的インパクトを測定する SROI (Social Return On Investment:社会的投資収益率) を紹介している⁵¹。

しかし、内閣府が2016年3月に実施した調査⁵²より、日英における、事業の活動結果・効果の評価を実施する上での課題・阻害要因の回答率（複数回答）を見ると、日本では、「十分な財源がない」（回答率75.6%）など全11項目中10項目が50%を超えている状況である（図表7）。英国では、50%超の項目は「十分な財源がない」（78.7%）、「評価に必要なスキルや専門性がない」（61.4%）、「どのように評価してよいか分からない」（52.9%）の3項目のみであるのに比べると、現状、日本のSIB事業が社会的インパクト評価を実装するハードルは非常に高い。

図表7 社会的事業の活動結果・効果の評価を実施する上での課題・阻害要因（日英比較）



(注) 各要因の回答率である。(複数回答)

(出所) 内閣府「社会的インパクト評価の推進に向けてー社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策についてー」(平成28年3月)

特に、日本では、分析や評価を行う人材の実務的なスキル不足に関する課題の回答率が、7割を超えている。第三者の専門家等（大学、研究機関、独立行政法人、民間シンクタンク等）でも、SROI 評価を担える人材は少ない。社会的インパクト評価ツール等を参考に、アウトカム指標の設定や、アウトカム及び社会的インパクトの評価測定を、SIB 事業に参加する民間事業者が独自に実施する場合には、特に、評価の質の担保が課題となるだろう。

善・予防ー」(2016年10月12日)

⁵¹ SROI を用いた評価を行っている団体として「先行事例としては、特定非営利活動法人 SROI ネットワークジャパンや株式会社公共経営・社会戦略研究所（公社研）が存在します」。(出所：G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「ソーシャル・インパクト・ボンド」)

⁵² 内閣府「社会的インパクト評価の推進に向けてー社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策についてー」(平成28年3月)

実際に、経済産業省が 2015 年度及び 2016 年度の健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアビジネス創出支援等）で採択した事業の成果報告会では、民間事業者が実施する評価の信頼性等に対し、経済産業省及び医学系研究者から疑問が呈されている⁵³。また実施者側でも、2016 年 9 月 30 日に日本財団の主催で開催された「ソーシャルイノベーションフォーラム 2016」では、社会的インパクト評価を導入している NPO 法人から、「SROI 評価を行うための指標を設定する際には、資金供給者の要望を反映した投資指標と、現場での事業改善に役立てるための経営指標の双方を両立させる必要があり、SROI スコアの向上を目指した場合、結果として事業目標と乖離する可能性もあり指標設定のバランスが難しい」との声や、「事業成果の全てが貨幣的評価指標⁵⁴で測定できるわけではない」との、現場特有の声も聴かれた。社会的な信頼を得るためには、各 SIB 事業が実施する社会的インパクト評価の質を保証する第三者機関や、評価の PDCA の進捗を監督する仕組み等が必要だろう。

おわりに

日本では、2015 年度から SIB 事業が国家の重要政策に盛り込まれたが、民間主導での SIB 事業のパイロット事業が先行して実施されてきた。2017 年度には、厚生労働省による健康・医療分野の SIB 事業の実施も計画されており、国主導での普及に大きな期待が寄せられている。

その一方で、SIB 事業の事業環境は民間事業者にとって依然として厳しい現状にある。SIB 事業では、企画から実施段階まで事業全体をマネジメントする中間支援組織の役割が重要であるが、SIB 事業で得られるリターンや、NPO 法人の健全性が不透明ななかでの共同参画プレーヤーの発掘を始めとして、中間支援組織を担う事業者の負担は非常に大きい。さらに、SIB 事業に民間投資を呼び寄せるために必須となる事業評価（事業のアウトプットによるアウトカム評価、社会的インパクト評価）も、政府や各種関係団体によるマニュアル等が整備されてきたものの、具体的な指標の選定等の作業は実施主体に委ねられており、実施された評価の質に対して社会的な同意が得られるかどうかの課題は残る。

行政サービスでは、従来から、PPP・PFI、あるいはレベニュー債等の官民連携の仕組みの導入を試みることで民間資金の本格的な活用が模索されてきたが、有効に機能しているとは言い難い。この点を考慮して、SIB 事業の導入においては、G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が、アクションプランの 1 つとして「国や都道府県は、ソーシャル・インパクト・ボンドの成果を買い取るための予算措置を講じる」ことや「行政や助成機関は単年度主義を脱却し中長期の助成事業を増やす」⁵⁵ことを提言し、改革を促している。SIB 事業の早期普及には、上記アクションプランの実現に加え、国・地方自治体の助成を待たずとも民間資金単独で開始できる SIB 事業のスキームの検討も必要と考えられる。 以上

⁵³ 亀井亜希子「[地方創生に資するヘルスケア産業の創出は実現するか?](#)」（2015 年 12 月 24 日付大和総研レポート）を参照されたい。

⁵⁴ 内部収益率（IRR）や純現在価値（NPV）、投下資本利益率（ROIC）等。

⁵⁵ G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状 2016」（2016 年 9 月 28 日）